

令和5年度マネジメントレビュー（7月～12月）

日時 2023年（令和5年）12月11日（月）

1. 2023年度・安全重点施策について（進捗・達成状況等）

- ・令和5年（7月～12月）マネジメントレビュー（別紙）
（次年度について）

・安全重点施策の1.3.4.については安全性の維持、向上の観点から引き続き施策に記載
施策2.については、ヒヤリハット収集のほか、自主改善活動を取入れる内容で記載（
船舶・陸上）施策5.の感染症予防に関する事項については、令和5年5月8日から新
型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となり業種別ガイドラインは廃止になっ
たことから施策より削除。

2. 安全方針の浸透・定着の状況

- ・安全方針の内容確認ではなく日々の行動、言動により浸透、定着を判断、現場の安全
意識は高い、関係法令等に関しては、教育等（ミーティング）の実施回数がそれほど多
くないため実施回数および内容の充実を目指す。

3. 安全衛生管理年間計画について

- ・令和5年度の訓練については、現場の意見（内部監査にて）を取入れた訓練を実施
（非常用発電機切替訓練）
- ・安全管理規程の第52条、訓練についての内容の中で「事故処理に関する訓練を計画
し」とあり令和6年度に事故を想定した訓練計画を取入れる。
（訓練内容としては、事故（衝突・乗揚げ等）発生後の非常連絡および事故処理に関す
る内容で実施）
- ・交通大臣会合が賢島地区で開催され、それに伴い官民連携でのテロ対策訓練を2回
実施。その後、第四管区海上保安部との繋がりでも来年度も官民連携で訓練を実施できれ
ばとの相談もある事から、可能な範囲で官民連携でのテロ訓練実施を行う。

4. ヒヤリハット報告収集等について

- ・報告数が少ないため、細かい分析に至っていないが、事象には早期に対応を実施。
- ・内部監査報告書の中でヒヤリハット収集について消極的な意見があったこと、また
現状のヒヤリハット収集で結果を出せていないことから、WIB（船内向け自主改善活
動）を推進することも視野にいれ、ヒヤリハット・WIBの二軸で進めていく。

令和5年(7月～12月)マネジメントレビュー(別紙)

■令和5年安全重点施策に関して

志摩マリンレジャー株式会社

重点施策内容	鳥羽 (本社)	賢島	イルカ島
1. 日常の慣れ、気の緩みから起こる結果の重大性を強く認識し、運航(運転)に関わる業務の状況を常に確認、把握し、事故発生を防止します。	<p>ショートミーティング(記録有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月26日(水)龍宮城・フラワーマーメイド ・7/21マリンキャブ、着岸時渡り桟橋と接触。(船長にヒアリング、判断ミスと判明。運航管理者より口頭注意。) ・10/9龍宮城 主機関内に燃料が混入。 ・10/18龍宮城 主機関クラッチ台、取付ボルトの緩み(点検時発見) ・10/21龍宮城修理後 再度、主機関内オイルに燃料混入。 		<p>ショートミーティング(出勤前の送迎船内)</p> <p>※内容を記録に残す事</p>
評価 △	部達等 ・部達(第4号)令和5年度「年末社内安全巡視」および「内部監査」について		
2. ヒヤリハット情報の収集・分析とフィードバックにより事故の芽を早期に摘み取ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・事象5件 ※ライングループメール(ヒヤリハット報告専用)を作成 ※全体的(鳥羽・賢島)に報告数が少ない 		<ul style="list-style-type: none"> ・事象1件 ・ヒヤリハット1件 ※報告数が少ない
評価 ×			
3. 作業時には、ルール遵守と保護具を適正活用して自らの身を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・自動膨張式救命胴衣 ・保護メガネ ・手袋 ・安全靴 <p>・ヘルメット・自動膨張式救命胴衣・安全靴については、個人支給。</p> <p>・手袋・保護メガネについては、各船舶に備付。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット・保護メガネ・手袋は営業所に備付。
評価 ○			
4. 運航(運転)前の点検準備を確実に実施し、些細な事象等についても情報共有を行いトラブルを未然に防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・船員または主幹より運航管理者へ報告連絡。 ・船員グループラインメールにて情報共有。 ・各船舶の引継ぎノートに記載(些細な事象等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・担当者および従業員から所属長に報告連絡後、運航管理者または安全統括管理者へ報告を受けている。 ・通勤時の送迎船内でショートミーティングにより情報共有。
評価 ○			
5. 感染症予防対策をガイドラインに沿って適切に行ないます。 令和5年5月8日以降感染症対策について(変更) 感染症法上における位置づけが変更	<p>・新型コロナウイルス感染症防止対策(社員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※マスクの着用。 ➡廃止(マスク着用は個人の判断に委ねる) ※出勤前後に「検温」および記録。 ➡廃止 ※体温37.5℃以上の場合退社。 ➡発熱(38度未満) ※体温37.5℃以上の発熱が続く場合、最寄りの保健所・医療機関へ連絡し、指示に従う。 ➡感染疑い症状がみられる場合、医療機関を受診 	<p>・新型コロナウイルス感染症防止対策(職場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※お客様へマスク着用をお願い・マスクの配付(お持ちでない方) ➡廃止 ※自動検温装置・手指消毒剤の設置。 ➡検温装置廃止・手指消毒継続 ※各箇所(共有設備)のアルコール消毒清掃・定期的な換気。 ➡消毒清掃廃止・換気継続 ※旅客定員の2/3定員(ソーシャルディスタンス) ➡廃止 	<p>・新型コロナウイルス感染症防止対策(職場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※必要箇所に飛沫シールド設置。 ➡部分継続 ※船舶(全船)・賢島営業所に抗ウイルス抗菌加工施工。➡(令和2年9月施工)
評価 ○			

評価内容 ○ △ ×